

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 改正の背景

小売物価統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）の定めるところにより、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。

小売物価統計調査の結果を基に作成される消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が0又は5の年に基準改定を行っており、次回の基準改定は2025年（令和7年）を基準年として行う。

今回、この基準改定に当たり、新たな財・サービスの出現や普及、嗜好（し）好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目（小売物価統計調査の調査品目は、家計調査の結果による当該品目への支出額が家計の消費支出総額の1万分の1以上であるかどうかを目安として選定）等を、小売物価統計調査で調査する品目に追加するとともに、一部の品目について品目の名称の変更を行う。

本件は、それらを定める小売物価統計調査規則の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

小売物価統計調査で調査する品目の追加等を行うため、所要の改正を行うものである。

(1) 以下の品目を追加する。(別表)

塩さば
パイナップル
香辛料
グミ
たこ焼き
ミートボール
炭酸水
ゼリー飲料
プロテインパウダー
ヘルメット
ヘッドホン・イヤホン
ヘアドライヤー
制汗剤
カーリース
通信教育
ペット保険料
資格試験

(2) 対象とする品目の範囲を変更するもの及び市場での呼び名が変化しているものは、以下のとおり、品目名を変更する。(別表)

変更後の品目名	現行の品目名
コーラ	炭酸飲料
冷蔵庫	電気冷蔵庫
掃除機	電気掃除機
洗濯機	電気洗濯機
シーツ	敷布
女性用着物	婦人用着物
女性用帯	婦人用帯
男性用スーツ	背広服
男性用上着	男子用上着
男性用ズボン	男子用ズボン
男性用コート	男子用コート
男性用学校制服	男子用学校制服
女性用スーツ	婦人用スーツ
女性用スラックス	婦人用スラックス
女性用コート	婦人用コート
女性用上着	婦人用上着
女性用学校制服	女子用学校制服
男性用スポーツシャツ	男子用スポーツシャツ
男性用セーター	男子用セーター
女性用Tシャツ	婦人用Tシャツ
女性用セーター	婦人用セーター
男性用シャツ	男子用シャツ
男性用パンツ	男子用パンツ
男性用パジャマ	男子用パジャマ
女性用ショーツ	婦人用ショーツ
男性用靴下	男子用靴下
女性用ストッキング	婦人用ストッキング
女性用靴下	婦人用ソックス
男性用靴	男子靴
女性用靴	婦人靴
浄化槽清掃代	清掃代
サプリメント	健康保持用摂取品
青汁	健康保持用摂取品

(3) そのほか所要の改正を行う。(第15条)

- ・調査票等の保存責任者を総務省統計局長から総務大臣に変更

3 今後の予定

公布日 令和6年10月下旬

施行日 令和7年1月1日